

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊備二第481号

令和3年10月4日

災害発生時における広報体制の更なる強化について（通達）

本県警察においては、災害発生時における警察活動に関する広報について、現場広報隊の現場臨場による取材対応等、具体的な取組を鋭意推進中であるが、熊本地震や令和2年7月豪雨等における県民の災害に対する関心の高まり等に鑑みると、災害現場における広報（以下「現場広報」という。）をより一層積極的かつ効果的に行う必要性が認められる。

そこで、下記のとおり、「熊本県災害警備実施要領の一部改正について（通達）」（令和3年4月9日付け熊備二第166号）により編制された現場広報隊をより一層効果的に運用するなどして、災害警備活動に関する広報体制の更なる強化を図ることとしたので、災害発生時における適正かつ積極的な広報を推進されたい。

記

1 現場広報隊の効果的な運用

(1) 趣旨

災害現場における救出救助活動や捜索活動の実施状況等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に行うことにより、被災地住民への安心感の付与及び災害警備活動に関する周知並びに県民からの理解と協力の確保に努める。

なお、人的被害等の広報など災害広報全般の実施主体は県及び市町村にあることに変わりはない。

(2) 任務

現場広報隊は、災害現場において、県災害警備本部の指示を受け、相互に緊密な連絡を取りつつ、警備部隊、被災地警察署、機動警察通信隊等との連携を確保した上で、次の事項を行う。

ア 被災地で取材する報道機関の要望の把握

イ 広報素材の収集

ウ 報道機関に対する広報素材の提供

エ 被災地における取材への対応

オ その他災害警備活動の広報に関して必要な事項

(3) 運用

現場広報隊は、事前に現場広報実施の日時、場所、内容及び方法に関し、県災害警備本部に対して報告するとともに、同本部から指示を受け、関係機関と必要な調整を行うこと。

2 災害警備活動に関する広報実施上の留意事項

(1) 組織的な対応及び情報管理の徹底

人的被害の数やその具体的内容、被災者の個人情報やプライバシーに係る内容、以後の警察活動への支障を及ぼすおそれのある警備体制に関する内容等、

組織的管理が必要と認められる情報については、現場広報隊による広報は行わず、県災害警備本部において一元的な管理を徹底し、広報の可否の判断を含め、慎重かつ適切に対応すること。

(2) 関係所属の幹部の措置

ア 連携の確保と円滑な広報の実施

警備第二課、広報県民課、機動隊、機動警察通信隊等の幹部は、被災地警察署の広報担当責任者（以下「広報担当者」という。）と効果的な広報の実施に必要な事項等に関し、相互に確認し、情報の共有化を図るなど、緊密な連携を確保すること。特に、広報担当者については、災害警備活動に関する広報が円滑に実施されるよう報道関係者との良好な関係を構築すること。

イ 現場広報の重要性等に関する教養の徹底

所属の次席、副署長等は、災害警備活動に従事することが想定される警察職員に対し、現場広報の趣旨、重要性及び留意事項について平素より周知・教養の徹底を図ること。

(3) 効果的広報素材の収集及び提供

現場広報隊は、広報素材の収集及び報道機関への提供に当たって、機動警察通信隊等が撮影した映像及び保有する機材を積極的に活用するなど、効果的な実施に向けた方策を工夫・検討すること。

なお、機動警察通信隊は、撮影した災害現場の映像について、広報素材としての活用の有無に関わらず、撮影と同時に県災害警備本部へ伝送するとともに、撮影機材に装着した外部記録媒体等に確実に記録すること。

また、現場活動の各種部隊は、その後の広報を想定した現場活動の記録を人員割当ての上、実施すること。

(4) 報道関係者の部隊帯同の検討

現場広報に当たっては、現場広報の趣旨に鑑み、報道機関の要望を踏まえ、警備第二課と連携の上、報道カメラマン等の同行取材を行わせるなど、災害現場における報道関係者の部隊帯同を検討すること。ただし、部隊帯同に際しては、安全管理を図った上で、あらかじめ報道関係者に対して現場の状況に応じて行動制限を行う旨を説明し、事故防止に配慮すること。